十七　［略］
十八　［略］
十九　不適合（品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び次項第十八号において同じ。）が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。
二十　［略］
2　法第四十三条の二十七第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第四十三条の二十第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。
一　［略］
［号を削る。］
二　品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。
三　廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。
四　［略］
五　［略］
六　廃止措置を行う者に対する保安教育に関することであって次に掲げるもの
［イ～ハ　略］
七　［略］
八　［略］
九　［略］
十　［略］
十一　［略］
［号を削る。］
十二　放射性廃棄物の廃棄（事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。
十三　非常の場合に講ずべき処置に関すること。
十四　設計想定事象に係る使用済燃料貯蔵施設の保全に関する措置に関すること。
十五　［略］
十六　［略］
十七　使用済燃料貯蔵施設の施設管理に関すること（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することを含む。）。
十八　［略］
十九　［略］
二十　［略］
二十一　［略］
［3・4　略］

十八　［同上］
十九　［同上］
二十　不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。
二十一　［同上］
2　［同上］
一　［同上］
二　安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。
三　使用済燃料貯蔵施設の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。
四　廃止措置の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。
五　［同上］
六　［同上］
七　廃止措置の放射線業務従事者に対する保安教育に関することであって次に掲げるもの
［イ～ハ　同上］
八　［同上］
九　［同上］
十　［同上］
十一　［同上］
十二　［同上］
十三　使用済燃料貯蔵施設の施設定期自主検査に関すること。
十四　使用済燃料貯蔵施設の巡視及びこれに伴う処置に関すること。
十五　放射性廃棄物の廃棄に関すること。
十六　非常の場合に採るべき処置に関すること。
［号を加える。］
十七　［同上］
十八　［同上］
［号を加える。］
十九　［同上］
二十　［同上］
二十一　［同上］
二十二　［同上］
［3・4　同上］